

第7号様式（第9条関係）

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

## 記入例

調査票番号

記入した日

令和 6年 4月 1日

受益者申告書の  
権利者と同じ。

受益者

〒 430-1234

住所（所在地） 浜松市〇〇区△△五丁目13番1号

スイドウ タロウ

氏名（名 称） 水道 太郎

（署名または記名押印してください。）

## 受益者負担金減免申請書

浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程  
道事業受益者負担金を減免されるよう申請します。

氏名（名称）が署名できない場合、  
記名押印してください。

受付	端末入力	チェック

記

### ○土地の所在及び理由

土地番号	町 名	地 番	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )	申請の理由
	〇〇区 △△五丁目	123-45	宅地	500	公民館用地

土地（筆単位）のうち、減免対象となる  
地積を記入してください。

裏面を参考にして  
記入してください。

減免の対象であることが分かる書類、図面、写真等を添付してください。

～ 浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例第13条 同施行規程第9条 ～

- 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しない。  
 ○管理者は、次の各号の一に該当する受益者については、負担金を減免することができる。

**受益者負担金減免基準**

受益者区分	減免の対象となる土地	減免率等
条例第13条第2項第1号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 公用に供し、又は供することを決定している土地に係る受益者)	1 裁判所、警察署、県庁、市役所等の一般庁舎の用に供する土地 2 図書館、博物館、公民館、体育館その他これらに準じる公共施設の用に供する土地 3 有料公務員宿舎の用に供する土地 4 社会福祉施設（児童遊園を除く。）の用に供する土地 5 児童遊園の用に供する土地 6 学校の用に供する土地 7 遺跡及び史跡保存用地の用に供する土地 8 病院及び診療所の用に供する土地 9 公営住宅の用に供する土地 10 刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院等の（その他これに準じる）収容施設の用に供する土地	50% 50% 25% 75% 100% 75% 100% 25% 25% 75%
条例第13条第2項第2号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 企業の用に供し、又は供することを決定している土地に係る受益者)	地方公営企業法適用事業の用に供する土地	25%
条例第13条第2項第3号に規定する受益者 (国又は地方公共団体が 公共の用に供することを決定している土地に係る受益者)	道路、水路、河川、公園等の用に供することを決定している土地	100%
条例第13条第2項第4号に規定する受益者 (生活保護法による生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の理由があると認められる受益者)	生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者その他これに準じる特別の理由がある者として管理者が定めるものが受益者である土地	100%
条例第13条第2項第5号に規定する受益者 (事業のため土地・物件等を提供した受益者)	受益者が下水道事業のために土地、物件等を提供した場合の当該受益者に係る土地	提供された土地、物件等の評価額に相当する額
条例第13条第2項第6号に規定する受益者 (前各号に掲げる者のほか、特に負担金を減免する必要があると認められる受益者)	1 学校法人が設置する学校の用に供する土地（管理人又は職員が住居の用に供する土地を除く。） 2 社会福祉法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業の用に供する土地（管理人又は職員等が住居の用に供する土地を除く。） 3 児童遊園の用に供する土地 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する土地のうち、線路、踏切及び駅前広場用地 5 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体が、次に掲げる目的の用に供する土地 (1) 境内地（住居の用に供する土地を除く。） (2) 墓地 6 自治会等の地縁による団体が、次に掲げる施設の用に供する土地 (1) 公会堂、公民館、集会所及び屋台小屋 (2) 境内地（住居の用に供する土地を除く。） 7 消防団、水防団、自主防災隊等が消防器具、備品等の格納の用に供する土地 8 公共の用に供している私道 9 遺跡及び史跡保存用地の用に供する土地 10 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第1項に規定する急傾斜地及びこれに準じる土地 11 その他管理者が減免の必要があると認める土地	75% 75% 100% 100% 50% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

詳細や添付書類については、  
受益者負担金グループに  
お問合せください。

電話：053-415-8240